

○安中市最低制限価格取扱要領

平成20年7月31日

安中市訓令第9号

改正 平成25年3月6日訓令第2号

平成26年3月31日訓令第2号

平成27年3月27日訓令第4号

平成27年11月30日訓令第10号

(題名改称)

令和5年3月13日訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、安中市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により建設工事請負契約又は測量若しくは工事の調査若しくは設計に係る業務委託契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低制限価格を設定するときの取扱いについて必要な事項を定める。

(平27訓令10・一部改正)

(対象工事等)

第2条 建設工事又は測量若しくは工事に係る調査若しくは設計（以下「建設工事等」という。）であって、最低制限価格を設定するもの（以下「対象工事等」という。）は、原則として、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設計金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が130万円を超える建設工事
- (2) 設計金額が50万円を超える測量又は工事の調査若しくは設計
- (3) 安中市一般競争入札及び指名競争入札執行委員会設置規程（平成26年安中市訓令第1号）第1条に規定する委員会において、最低制限価格を設定することを決定した建設工事等

(平26訓令2・平27訓令4・平27訓令10・一部改正)

(最低制限価格の設定)

第3条 市長は、対象工事等の入札に当たり、最低制限価格を定めなければならない。

- 2 建設工事に係る最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては

10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 特別なものについては、前項の規定にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

4 測量又は工事の調査若しくは設計に係る最低制限価格は、契約ごとに10分の6から10分の8までの範囲内で市長の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

(平27訓令4・平27訓令10・令5訓令3・一部改正)

(予定価格調書への記載)

第4条 市長は、最低制限価格を設定したときは、安中市契約規則（平成27年安中市規則第9号）第5条第3項に規定する予定価格調書に最低制限価格を記載する。

(平26訓令2・平27訓令4・一部改正)

(入札参加者への周知)

第5条 市長は、最低制限価格を設定したときは、最低制限価格を設定していることを入札参加者に周知する。

(平27訓令4・一部改正)

(落札者の決定等)

第6条 市長は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(平27訓令4・一部改正)

附 則

この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月6日訓令第2号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の安中市最低制限価格制度実施要領の規定は、この訓令の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例によ

る。

附 則（平成26年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日訓令第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月30日訓令第10号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（入札結果等の公表要領の一部改正）

2 入札結果等の公表要領（平成18年安中市訓令第36号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年3月13日訓令第3号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。